

みまもり通信

2022

4月

vol.13

消費者被害情報



令和3年、架空請求が6割を占める！！

実在しない料金を払わせる架空請求詐欺が急増し、秋田県内における特殊詐欺全体の6割を占めています。



【発生している事例】

- 訴訟最終告知という内容のハガキが届いた。
- スマートフォンに動画サイトの未納料金を請求するSMSが届いた。覚えはなかったが、相手に電話をしたら、15万円をすぐに支払うように言われた。
- 契約している電話会社名で「料金未払い」を知らせるメールが届き、慌てて電話したところ、サイト利用料として約30万円を請求された。

不審に思った場合

トラブルがあった場合

110番もしくは



『架空請求』は、とにかく無視！
相手に連絡せず、また料金を支払う前に、
まず消費生活センターに相談しましょう。



【発行・問い合わせ先】

御所野地域包括支援センター けやき

電話 838-6382 (直通)

FAX 826-0652



消費者ホットライン 188

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。